【被害者対策の経緯と附属池田小学校事件後の学校の安全などを巡る動き】

大阪教育大学附属池田小学校事件 遺族 酒井 肇

1967年	6月	市瀬朝一氏らが「殺人犯罪の撲滅を推進する遺族会」を結成
74年	8月	三菱重工ビル爆破事件
80年	5月	犯罪被害者給付金支給法が成立(81 年 1 月施行)
92 年	3月	東京医科歯科大に犯罪被害者相談室開設
95 年	3月	地下鉄サリン事件
96年	5月	警察庁に犯罪被害者対策室設置
97年	2~5月	神戸連続殺傷事件
98年	5月	「全国被害者支援ネットワーク」発足
2000年	1月	「全国犯罪被害者の会」設立
00年	5月	犯罪被害者保護法などが成立(00 年 11 月施行)
01年	4月	犯罪被害者給付金支給法が改正。支給対象を拡大し、支給額も増額
	6月	大阪教育大学附属池田小学校事件発生
	12月	遺族らで文部科学相に安全な学校づくりを求める要望書を提出
01年	12月	文科省の専門家会議が学校の不審者侵入を想定した危機管理マニュアル
		の最終報告をまとめる
02年	4月	大教大に「学校危機メンタルサポートセンター」創設
	6月	犠牲児童 8 人の遺族と文科省・学校側が、総額4億円の賠償や再発防止策
		などを盛り込んだ合意書に調印
	9月	宅間守被告(当時)の死刑判決が確定(04 年 9 月に刑執行)
04年	4月	安全面に配慮した新校舎で始業式
	12月	犯罪被害者等基本法が成立
03年	1月	大阪府警が 110 番通報の音声を内規に基づき消去
	4月	犯罪被害者の人権尊重を明記した犯罪被害者等基本法が施行
05年	5月	重傷児童8人の保護者と学校側が補償合意書に調印
	同	事件を目撃してPTSD症状になった児童との補償交渉開始
	6月	軽傷児童との補償交渉開始
	7月	重大事件を起こしながら不起訴・無罪になった精神障害者を治療する心神
		喪失者医療観察法が施行
	12 月	刑事手続きへの被害者の直接関与の検討など約 260 項目からなる犯罪被
		害者等基本計画が閣議決定
06 年	2月	民主党が国や自治体の義務を明記した学校安全対策基本法案を提出

07年 6月 犯罪被害者が刑事裁判に「被害者参加人」として参加するための関連法が

(後に廃案)

成立

(参考:東京読売新聞、毎日新聞、朝日新聞)